

決議第1号

議案第1号 令和2年度米原市一般会計補正予算（第13号）に対する附帯決議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年3月25日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

予算常任委員会委員長 矢 野 邦 昭

決議第1号

議案第1号 令和2年度米原市一般会計補正予算（第13号）に対する附帯決議案

令和2年度米原市一般会計補正予算（第13号）中、観光関連施設管理運営事業では、23,760千円の増額予算が計上されている。また、令和2年第3回定例会において提案された、令和2年度米原市一般会計補正予算（第6号）においても15,730千円が増額された。

これらは、観光関連指定管理施設に係る新型コロナウイルス感染症下における損失について、指定管理料を増額するものである。

本市の観光関連施設に係る指定管理制度の運用から、新型コロナウイルス感染症の影響による増額であることには一定の理解をするが、本来、公の施設は、住民の利用に供するためのものであり、そのために施設の管理運営について、指定管理者を指定してその管理運営を委託しているものである。

しかし、もっぱら住民以外の方々の利用に供している施設において、損失補填をしてまでも施設を継続して開館する必要性があったとは思えない。

また、他の指定管理施設において、指定管理料の変更があったことは聞き及んでいないことから、その積算方法についても、適切であったかは疑念が残る。

それに加え、会計年度任用職員による直営方式への転換、指定管理の途中解約等の選択もあったと思料する。

執行部におかれては、指定管理制度の本来の趣旨、および地方自治法ならびに関係法令における予算執行の原則に照らし、本市における観光関連施設の指定管理制度の在り方を見直すとともに、議会および市民への説明責任を果たせる予算執行をされたい。

以上決議する。

令和3年3月25日

米原市議会

米原市長 平尾道雄様